別表六の一一(十二)の記載要領第１号中「この号及び第３号」を「この記載要領」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成19年法律第６号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の14第４項（繰越税額控除限度超過額を有する場合の法人税額の特別控除）」を削り、同第一一号を削り、同第一二号中「「翌期繰越額(46)－(47)(48)」及び「翌期繰越額(49)－(50)(51)」」を削り、「第68条の15の３」を「第68条の15の６」に、「別表六の二（十七）」を「別表六の二（二十）又は別表六の二（二十）付表」に改め、同号を同第一一号とする。

別表六の一一(十三)の表中

取得価額の合計額 （別表六の二(十三)付表「10」の合計）	取得価額の合計額 （別表六の二(十三)付表「11」の合計）

を

調整前連結税額超過構成額 （別表六の二(二十)「19の②」）	調整前連結税額超過構成額 （別表六の二(十七)「41の②」）

に、

平・・ 平・・ （別表六の二(十七)「42の②」）	平・・ 平・・ （別表六の二(二十)付表「33の②」）
平・・ 平・・ （別表六の二(十七)「43の②」）	平・・ 平・・ （別表六の二(二十)付表「34の②」）

に改め、同表の記載要領第一二号中「第68条の15の３」を「第68条の15の６」に、「別表六の二（十七）」を「別表六の二（二十）又は別表六の二（二十）付表」に改める。

別表六の一一(十三)付表の表を次のように改める。